

2024年3月

安全衛生労働管理関係の電磁的記録化に関する法令調査

Investigation of laws and regulations regarding electromagnetic recording
related to safety, health, and labor management.

UBE株式会社 生産・技術本部

技術開発部 デジタル技術グループ 古屋敷啓一郎

労働衛生管理関連の報告書や記録類は、該当する法令で細かく様式や保存期限等が定められている。法令においては報告書や記録類の基本は紙媒体であるが、近年、電磁的記録も認めている。また 2017 年施行の改正個人情報保護法で健康診断情報は「要配慮個人情報」に該当するが、労働安全衛生法が要求する健康診断記録などは同法の適用外とされ、本人の同意は不要である。本報では労働衛生関係のうち、報告書や記録類の電磁的記録化を行なう上で満たすべき要求事項を明確にする。調査した結果、労働衛生管理関連の報告書や記録類の電磁的記録化は 2024 年時点で広く常用されているデジタル技術を活用すれば十分に実現可能である。なお電磁的記録化後の紙媒体の報告書や記録類の保存可否については別途所轄の労働基準監督署に相談する必要がある。

1. 緒言

労働衛生管理に関しては各種法令で細かく規定が定められ、保存年限を定めた保存義務を課せられた報告書や記録も多い。ここでは労働衛生 3 管理と呼ばれる「健康診断結果」、「作業環境測定結果」、「作業記録」の電磁的記録化を行なう上での要求事項や法令根拠を明確にする。

2. 労働衛生管理の文書保存に関する法的要求

2.1. 特定化学物質障害予防規則

2.1.1. 健康診断の結果

第 40 条（健康診断の結果の記録）で当該労働者が受けた健康診断を含む「特定化学物質健康診断」の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票を作成し、これを 5 年間保存しなければならない。また事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、または取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務にあっては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に常時従事し、または従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを 30 年間保存するものとする。

保存期間の算定は、各個人ごとに当該事業場

において特別管理物質に係る業務に常時従事することとなった日から起算する（図 1 のルール①）。なお当該事業場において当該業務に常時従事することとなった日から 30 年間を経た労働者についても 5 年間は健康診断個人票を保存しなければならない（図 1 のルール②）。

ここで特定化学物質障害予防規則の第 39 条第 2 項「常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているもの」とは、社内でこれまでに常時従事したことのある労働者をさし、現在も雇用している労働者に対しては配置転換後も退職するまで特殊健康診断を実施しなければならない。図 1 に特別管理物質の健康診断結果の保存義務期間を示す。

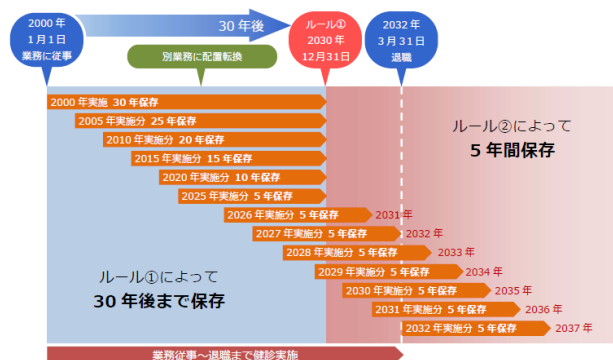


図 1 特別管理物質の健康診断結果 [2]

務期間を示す。[1][2]

高等学校を卒業して 18 歳で入社し、改正高年齢者雇用安定法が目標にしている 70 歳まで

2024年3月

の雇用 [3]を想定すると退職は52年後になる。仮に途中で取扱いがなくなっても30年後の48歳になるまではルール①により事業者は健康診断結果を保存する義務がある。

また特別管理物質に関する特殊健康診断は退職時の70歳まで特殊健康診断が継続され、それら各年度実施の特殊健康診断結果は、ルール②により事業者は健康診断結果を5年間保存する義務がある。最終的には退職直前の69歳あるいは70歳で受ける特殊健康診断が最後となり、それもルール②で5年間の保存義務を負うので開始から計算すると実質57年間の保存義務になる。

なお特別管理物質を扱い始めた初期の健康診断結果で30年経過したものは破棄しても法的には問題ないが、愛知労働局のリーフレットには「このリーフレットに示した保存期間は、法令で義務付けられる最低の期間です。これを上回る期間保存しても差し支えありません。」と付記されている。

したがって、特定化学物質障害予防規則の特別管理物質に該当する化学物質は、最長57年の保存義務を負っているとすべきであろう。特定化学物質障害予防規則では、第40条(健康診断の結果の記録)から「特定化学物質健康診断個人票」(様式第二号)の長期保存が求められている。

2.1.2. 作業環境測定結果や作業記録

作業環境測定結果の保存期間は、労働安全衛生法とその関連規則に作業環境測定の頻度と保存期間が定められている。その一覧を表1に示す。短いもので3年、長いものは特別管理物質の一部が30年、石綿が40年になる。また愛知労働局のリーフレットによると作業環境測定記録と作業記録を健康診断結果である「特定化学物質健康診断個人票」と対にしての保存に留意としている。[2]

特定化学物質障害予防規則では、第36条(測定及びその記録)では、記録事項の指定がされ、それらは、1 測定日時、2 測定方法、3 測定箇所、4 測定条件、5 測定結果、6 測定を実施した者の氏名、7 測定結果に基づいて当該物質による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは当該措置の概要、となる。

また第38条の4(作業の記録)では、事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを30年間保存しなければならない。1 労働者の氏名、2 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間、3 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要、とされる。

2.2. 石綿障害予防規則 [2]

石綿障害予防規則も特定化学物質障害予防規則に概ね同じ要求になっている。第41条(健康診断の結果の記録)、第36条(測定及びその記録)、第35条(作業の記録)で規定される。石綿の場合は、業務に従事しなくなった日から



図2 石綿等の健康診断結果 [2]

40年間の保存義務になる。

仮に高等学校を卒業して18歳で2024年度春に入社し、退職の70歳まで石綿等を扱う業務に従事すると110歳時点の2116年ま

2024年3月

表1 作業環境測定の種類と記録の保存期間 [11]

作業環境測定を行うべき作業場			測定			指定作業場	
作業場の種類(労働安全衛生法施行令第21条)	関連規則	測定の種類	測定回数	記録の保存年			
1	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じんの濃度および粉じん中の遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	○	
2	暑熱、寒冷または多湿の屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度およびふく射熱	半月以内ごとに1回	3		
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590,591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3		
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスが停滞する作業場	安衛則592条	炭酸ガスの濃度	1月以内ごとに1回	3	
		ロ 28°Cを超える作業場	安衛則612条	気温	半月以内ごとに1回	3	
		ハ 通気設備のある作業場	安衛則603条	通気量	半月以内ごとに1回	3	
5	中央管理方式の空調設備を設けている建築物の室で、事務用の用に供されるもの	事務所則7条	一酸化炭素および炭酸ガスの含有率、室温および外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回	3		
6	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域	電離則54条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回	5	
		ロ 放射性物質を取り扱う作業室	電離則55条	空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5	○
		ハ* 事故由来廃棄物等取扱施設 ニ 坑内の核原料物質の掘採業務を行う作業場					
7	特定化学物質等(第1類物質または第2類物質)を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場	特化則第36条 石綿則第36条	特定化学物質は第1類物質または第2類物質の空気中の濃度、石綿は空気中の石綿の濃度	6月以内ごとに1回	特定化学物質は3年(一部30年)、石綿は40年	○	
8	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛の濃度	1年以内ごとに1回	3	○	
9	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	第1種酸素欠乏危険作業に係る作業場においては、空気中の酸素の濃度	作業開始前ごとに	3		
			第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場においては、空気中の酸素および硫化水素の濃度	作業開始前ごとに	3		
10	第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を製造し、または取り扱う業務を行う屋内作業場	有機則28条	当該有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3	○	

(注記)
指定作業場の作業環境測定は、作業環境測定士または作業環境測定機関に測定させる。

で、「石綿健康診断個人票」、「作業環境測定結果」、「作業記録」の保存義務を負う。

石綿障害予防規則では、現状の雇用形態や近将来の退職年齢を考慮すると、実質 92 年になる可能性がある。これは極めて極端な例かもしれないが、法令上、約 1 世紀に渡る報告書や記録類の保存義務を課せられている。

2.3. 電磁的記録に関する厚生労働省令 [4]

平成 16 年(2004 年)に施行された「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第

149 号)」(以降、e-文書法とする)に基づき、平成 17 年(2005 年)に厚生労働省令第 44 号が出されている。この省令は、「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」であり、労働安全衛生法などが要求する報告書や記録類の電磁的記録は本省令に基づくと考えられる。

2.4. 電磁的記録に関する厚生労働省労働基準局の通達 [5]

前述の e-文書法を受け、平成 17 年(2005

2024年3月

年)3月31日付で厚生労働省労働基準局長から基発第0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」が通達で出されている。

この通達では電磁的記録の可能な書面の種類等が規定された。本通達の要旨は、法令上書面保存が義務付けされた紙媒体の書面を、コンピュータを利用した電磁的記録による保存に替えることができる。対象とする電磁的記録は、コンピュータで作成したファイルまたはスキャナ(画像読取り装置)で読み取ってできた画像ファイルである。他に通達で要求している概要には以下がある。

- ①電磁的記録で保存する場合に必要な応じて保存されているファイルをコンピュータに接続された他の機器に書面として表示できること。
- ②労働基準監督署の臨検等では保存文書の閲覧、提出等が必要な場合に直ちに必要事項が明らかになり、写しを提出しうること。
- ③電磁的記録が故意または過失により消去、書き換え、混同ができないこと。
- ④保存義務のある情報と保存義務のない情報の両方を扱う際にそれぞれを明確に区別する機能を有すこと。
- ⑤保存義務のある情報を正確に記録できること。
- ⑥法令の定める期間損なわれることがないこと。
- ⑦電磁的記録装置で圧縮して保管するシステムでは圧縮したファイルを正確に復元できること。
- ⑧紙媒体の書面作成において記載すべき事項とされている署名に代わり、電子署名で氏名または名称を行なうことが望ましい。

要求①、②は電磁的記録されている情報を速やかに表示でき、必要に応じプリンタ等で写しを印刷出力できることである。

要求③は、電磁的記録の原本性の証明でタイムスタンプの付与の対応になろう。タイムスタンプとは、あるデータが生成された時刻を正確に記録する技術のことで、不正改ざん防止や証明書の発行、時間の証明など、様々な分野で活用されている。このタイムスタンプとは時刻認証業務認定事業者(TSA: Time-Stamping Authority)から時刻情報を取得し、それを電磁的記録データに付加することで実現される。具体的には、TSAが保有する公開鍵証明書を用いて、データに署名を行い、その署名とともに時刻情報をデータに付加することで、後からデータが改ざんされていないことを証明できる。

要求④は、保存義務の有無は、システム上で明確に区別できるように設計する必要がある。

要求⑤は、コンピュータシステムとしては当然のことながらスキャナの読取り時などの解像度設定などをシステム設計や運用で明確にする。

要求⑥は、コンピュータシステムの故障リスクなども想定して、記憶装置の冗長性やバックアップなどもシステム設計に織り込む。

要求⑦は、圧縮記録しても必要な情報を損なうことなく復元できることを求めている。スキャナで読み取った画像は、生成するファイル容量の抑制で不可逆圧縮を行なうことが多いが、その圧縮度合いも人の目で読むときに支障がないような圧縮設定の運用ルールを定める必要がある。

要求⑧は、電磁的記録のファイルに責任者や作成者の電子署名を付与することで対応できる。

基発第0331014号の通達を根拠にした電磁的記録のシステム設計は、2024年時点で特に難しい技術的要求はなく、グローバルに利用されているAdobe社のPDFファイルを利用し、当社ファイルサーバ系を活用すれば法的要求を満足することは十分可能と考えられる。

ただし本通達ではスキャナを利用する際の解像度などの具体的な指示はされていない。この設定次第でファイルの記憶容量が大きく変動する。労働安全衛生ではないが、スキャナ読取りによる電磁的記録に言及している平成10年大蔵省令第43号「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」を次に詳述する。

2.5. 国税関係帳簿書類の保存に関する施行規則 [6][7]

電子計算機を使用した国税関係帳簿書類の保存方法は特例として扱われ、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」で具体的な施行規則が定められている。第2条の2に「当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができるようにしておく」は、基発第0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」と変わらない。

それを受け、第2条の6の1の2のイでスキャナ読取り他の要求が決められている。その要件を表2に示す。

表-2 国税関係帳簿書類のスキャナ保存要件

電磁的記録の要件 抜粋	要求仕様	備考
スキャナの解像度	200dpi以上	
赤色、緑色、青色の 階調	256階調以上	
タイムスタンプ	速やかに付与すること	
表示	カラーディスプレイの画面ま たは書面	日本産業規格Z8305に 規定の4ポイントの大きさ の文字が認識できること

2.6. 個人情報保護法

平成29年(2017年)5月30日施行の「改正個人情報保護法」では個人情報の定義明確化がなされ、「要配慮個人情報」が新設されて、

すべての健康情報は要配慮個人情報に該当するとされた。会社で取り扱う要配慮個人情報は以下のとおりと考えられる。

2.6.1. 会社が保持するもの [8]

- ① 労働安全衛生法に基づき取り扱われる健康情報：定期検診や特殊健診の結果、長時間労働の面接指導からの健康情報など
- ② ストレスチェック制度に基づき取り扱われる個人情報
- ③ 休業や復職の際の診断書、法定項目以外の健診結果、保健師同や健康相談の内容など
- ④ 身体障害や知的障害、精神障害に関する情報

2.6.2. 従業員が所持する情報 [8]

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律にもとづき取り扱われる健康情報：特定健診結果、特定保健指導の内容
- ② 人間ドックやがん検診の結果、保健指導の内容
- ③ レセプトなどに記載された病歴、診断、調剤の記録
- ④ 身体障害や知的障害、精神障害に関する情報

2.6.3. 要配慮個人情報取得時の本人同意要否 [8]

改正個人情報保護法の第17条2項で同意の除外があり、労働安全衛生法に基づく健康診断結果は本人の同意を得なくても取得可能になっている。

3. 電磁的記録の利用のメリット・デメリット

記録や報告書の保存は、原則的には紙媒体での保存とされるが、法律上の要請されている一定の条件を満たせば電磁的記録による保存が認められている。数十年に及ぶ非常に長期の

2024年3月

報告書や記録の保存について、そのリスクと問題点をここで整理する。

3.1. 紙媒体の長期保存のリスクや問題点

報告書や記録類に使う紙媒体は、現状ではプリンタや複合機で使用できる PPC (Plain Paper Copier) 用紙が主流である。PPC 用紙は、化学パルプ配合率が 100% である。日本では木材片を化学的な処理によってパルプにしたもので使用する薬品によって、亜硫酸パルプ、硫酸塩パルプなどに分類される。これらは酸性紙に分類され、保存環境に大きく影響されるが寿命は一般的に 50 年から 100 年程度で紙が著しく劣化したり分解したりする。[9]

他にも紙の保存リスクは種々あり、漏水などによる水濡れ、虫食い、カビ、著しい変色、火災による消失などがある。

また事務用に常用されている PPC 用紙は、厚みは約 90 μm で、A4 サイズ 1 枚当たり、約 4g とされる。仮に当社グループの特殊健康診断対象者を 3,000 人とし、年間一人当たりの報告書や記録を A4 の PPC 用紙で 10 枚程度とすると年間総量で 30,000 枚となる。これの 30 年間分は、900,000 枚になり、単純に積み重ねると厚み 81m に相当し、重量にして 3,600kg、体積で 5.1 m^3 となる。

石綿障害予防規則の要求のように取扱い始めてからの健康診断結果や作業環境測定結果、作業記録を全て残す場合を想定し、それらの 100 年間保存を仮定すると、保存すべき紙の報告書や記録類の総量は、3,000,000 枚、重量 12,000kg、体積 17 m^3 と膨大な量になる。

なおこれらは原本のみの保存であり、万一の消失に備えて複製を 1 部準備するだけでも単純に重量 24,000kg、体積 34 m^3 となる。

したがって今後のことを考えると紙媒体ではなく保存すべき情報を高密度に記録できる電磁的記録の採用が不可欠である。

3.2. 電磁的記録のリスクや問題点

電磁的記録は、データを電磁波として記録・保存する方法である。現在の高容量記憶の主流はハードディスクやテープドライブなどが該当する。電磁的記録のメリットは、大量のデータを長期間保存可能で、データの読み書き速度が速いことが挙げられる。一方、デメリットは、ハードディスクは物理的な衝撃に弱いことや強い電磁波の影響を受けやすいことがある。

なお電磁的記録は、デジタル方式でデータをハンドリングするので容易かつ正確に複製を高速に行なうことができる。この特性を活かし、遠隔地に置いたバックアップサーバにデータを複製して保存でき、それもインターネット経由でリアルタイムに実施できるので紙媒体では全て消失してしまうような大規模な水害や火災に被災しても全く同じデータを遠隔地のバックアップサーバに残るデータを使って完全復旧可能な点が最大の強みである。

一方、紙媒体に比べての弱みは、データの読み出しにコンピュータとディスプレイまたはプリンタを必要とし、データ保存のフォーマットが異なるとデータを読み出せないことなどがある。

ここで厚生労働省が提供する作業環境測定結果報告書(証明書)様式を電子帳簿保存法の要求するスキャナ保存仕様で PDF ファイル化すると 1 枚あたり、110KB のファイル容量になった。これを元に 100 年間分の 3,000,000 枚をデジタルデータで保存すると 330,000MB (330TB) に相当する。

現在、高容量のデジタル記録に磁気テープ (LTO: Linear Tape-Open) が使用されるが、現行の LTO-9 規格では 18TB (圧縮時 45TB) を 1 巻で記憶できるので、100 年分でも LTO-9 の磁気テープを使用して 8 巻で済む。図3に LTO-9 の磁気テープを示す。紙媒体での保存時と比較し、約 1/18,000 と極めてコンパクトに大量のデータを保存できる。

なお現在開発中の LTO-12 規格では、保存容量 192TB (圧縮時 480TB) が予定されており、民生用で使えるようになるのは、まだ数年先のことながら、これが実用化されると 100 年分であっても近将来の LTO-12 テープなら 1 巻で済む。[10]

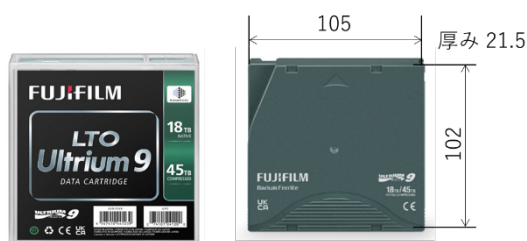


図 3 磁気メディア LTO9 テープ

4. 廃業時の事業者の責務 [1]

特定化学物質障害予防規則では、事業者が廃業する際の手続きを第 53 条で規定している。抜粋すると「特別管理物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書(様式第十一号)に次の記録及び特定化学物質健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする」となっており、①作業環境測定結果の記録、②作業記録、③特定化学物質健康診断個人票の原本または写しを所轄の労働基準監督署長に提出する必要がある。

紙媒体で提出すると仮に 30 年分として、UBE グループ全体で 900,000 枚、重量 3,600kg の提出となる。一方、汎用のコンピュータで読める標準的な PDF 化ファイルを磁気テープに記録して提出すると LTO-9 規格の磁気テープであれば、非圧縮ファイルでも 6 巻渡せば済む。

5. 労働衛生関係の電磁的記録の法令要求のまとめ

5.1. 電磁的記録対象とする健康診断個人票

[11]

対象とする健康診断個人票を以下に示す。

- ① 健康診断個人票(雇入時) [12]
- ② 健康診断個人票(定期)
- ③ 海外派遣労働者健康診断個人票(派遣前・帰国後)
- ④ 有機溶剤等健康診断個人票
- ⑤ 鉛健康診断個人票
- ⑥ 四アルキル鉛健康診断個人票
- ⑦ 特定化学物質健康診断個人票
- ⑧ 高気圧業務健康診断個人票
- ⑨ 電離放射線健康診断個人票
- ⑩ じん肺健康診断個人票
- ⑪ 石綿健康診断個人票
- ⑫ VDT 健康診断個人票
- ⑬ 腰痛健康診断問診票
- ⑭ 腰痛健康診断個人票
- ⑮ 騒音健康診断個人票
- ⑯ 振動健康診断職歴調査
- ⑰ 振動健康診断自覚症状調査票
- ⑱ 振動健康診断個人票(第一次)
- ⑲ 振動健康診断個人票(第二次)

5.2. 電磁的記録対象とする作業環境測定結果報告書 [13]

対象とする環境測定結果報告書や結果記録表を以下に示す。

- ① 作業環境測定結果報告書(証明書)
- ② 結果記録表:粉じん用(A様式)
- ③ 結果記録表:特定化学物質、鉛、有機溶剤、石綿用(B様式)
- ④ 結果記録表:個人サンプリング法用(粉じん用)(C様式)
- ⑤ 結果記録表:個人サンプリング法用(特定化学物質、鉛、有機溶剤用)(D様式)

5.3. 電磁的記録対象とする作業記録

5.3.1. 法定作業記録

特定化学物質で特別管理物質となったクロロホルムほか44物質に1・3-ブタジエン、1・4-ジクロロ-2-ブテン、硫酸ジエチル、1・3-プロパンスルトンの4物質を取扱う作業記録は法定で必須である。[12] 特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表を付表-1に示す。

労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定める対象物質を付表-2に示す。がん原性化学物質の作業記録も法定で必須である。

微生物を用いる変異原性試験、哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の結果から強度の変異原性が認められた化学物質や変異原性化学物質を含有するものを「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」で指定された化学物質も本指針で作業記録の30年間保存義務がある。[14] 2024年3月時点で強い変異原性が認められた化学物質は、既存化学物質244物質あり、新規届出化学物質が1,102物質ある。[15]

強い変異原性が認められた化学物質は物質数が非常に多いので指定されている化学物質の詳細は次のウェブサイトを確認されたい。

①強い変異原性化学物質(既存)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc04.htm>

②強い変異原性化学物質(新規届出)

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc03.htm>

5.3.2. 自主的管理作業記録

法定作業記録の他に特殊健康診断の対象とする作業の記録は自主的管理で任意である。

6. 基本コンセプトや基本システム設計

労働衛生関係の書面保存は、原則紙媒体ではあるが、平成17年(2005年)に厚生労働省令第44号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」ならびに基発第0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」が通達で電磁的記録の利用は認められている。

法令で認められ、法令要求に沿った電磁的記録システムの具現化を進める上で基本コンセプトや基本システム設計が必要である。

6.1. 電磁的記録システムの基本システム要求まとめ

ここまで調査した法令要求他を表3に示す。コンピュータシステム設計時は、特に数十年に及び記録の保持や運用を考慮して全体のシステム設計を進める必要がある。

6.2. 紙媒体の報告書や記録類の扱い

ここまでの調査で電磁的記録化は法令でも認められていることを確認できたが、電磁的記録化後の紙媒体の報告書や記録類の運用に関しての規定は見当たらなかった。基発第0331014号「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令について」の要求に「労働基準監督署の臨検等では保存文書の閲覧、提出等が必要な場合に直ちに必要事項が明らかになり、写しを提出しうる」とあることから電磁的記録化のシステムが完成した後に労働基準監督署の担当者立会いの下で、ディスプレイ閲覧や印刷状態を実際に見せ、紙媒体保存の可否を改めて相談する必要がある。それで労働基準監督署の了解を得て電磁的記録化

2024年3月

したもののから紙媒体の逐次保存廃止が望ましいと考えられる。

7. 結言

労働安全衛生に関する記録類の電磁的記録の利用は認められていることを確認できた。しかし、電磁的記録の実現方法については具体的なものはなく、法令要求に沿ったものを自主的に設計する必要がある。

2024年3月

表3 電磁的記録システムの基本システム要求まとめ

設計要件	仕様案	法定	自主	備考
電磁的記録の対象とする 報告書や記録	① 健康診断個人票 ② 作業環境測定結果報告書(証明書) ③ 作業測定結果記録表 ④ 法定作業記録類 ⑤ 自主的作業記録	○ ○ ○ ○	○	
表示や印刷	書面としてカラーディスプレイや紙媒体に速やかに表示または印刷できること	○		写しの提出が速やかにできること JIS Z8305の4ポイントが読めること (電帳法準拠)
電磁的記録が故意または過失で 消去、書替え、混同しない	a)消去、書替え防止 ・アクセス者登録限定 ・アクセスログ記録 ・修正他は承認フローで多重チェック b)消失防止 ・多重データバックアップ c)混同防止 ・表示画面の見やすさ ・スキャナ時の読取り分解能設定	○		
保存義務情報と保存義務なし情報の 区別	・法定保存文書ファイルに識別コード付与	○		データベース登録時に識別コードを付与
正確な記録	・診断、測定、記録、保存各段階の運用ルール、承認ルール策定、ルールの明文化 ・従業員教育	○		
保存年限の厳守	・各法定保存年限の明確化 ・各文書別保存年限マスタによるデータベース管理	○		保存データの半永久保存にすれば、保存年限による予期せぬ消去リスクなどは予防できる
電磁的記録の タイムスタンプ	・記録の原本性を明確にする。 ・データベース登録時に記録にタイムスタンプ付与。		○	「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」準拠
電磁的記録の 電子署名	・保存する記録類の承認者電子署名登録	△ (推奨)		
電磁的記録の作成 方法	・コンピュータ出力による印字 ・スキャナ読取り		○	スキャナ解像度: 200dpi以上 色の階調: 256階調以上
電磁的記録の保存 ファイル形式	・Adobe社PDFファイルとする ・取り出したファイルをAdobe Acrobat Readerで表示できること		○	
電磁的記録ファイルの 保存方法	・自社データセンター設置のファイルサーバ ・会社契約のクラウドサーバ		○	ユーザ数、利用頻度、長期保存の観点でコストや安定性で別途検討必要
電磁的記録ファイルの 検索と抽出	・データベースに登録したファイル類を速やかに検索、抽出できること		○	
超長期のシステム 運用	・ソフトウェア、ハードとも寿命到来時の引継ぎ更新を予めシステム設計に織り込み ・バックアップデータの超長期保存と更新の技術的検討		○	

2024年3月

参考文献

1. **厚生労働省**．特定化学物質障害予防規則．第40条健康診断の結果の記録．
2. **愛知労働局**．長期保存が必要な健康診断結果等の取扱について．
3. **厚生労働省**．高年齢者雇用安定法改正の概要．令和3年4月1日施行年．
4. 一．平成17年厚生労働省令第44号．厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令．2005年．
5. **厚生労働省**，**都道府県労働局**，**労働基準監督署**．労働安全衛生法の新たな化学物質規制 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の概要．2023年3月．
6. **国税庁**．電子帳簿保存法 はじめませんか、書類のスキヤナ保存．(オンライン) 2023年5月．
https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023006-085_03.pdf．
7. **大蔵省**．平成10年大蔵省令第43号．電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則．1998年．
8. **ドクターラスト**．産業保健新聞．健診結果は該当!法改正にともなう「要配慮個人情報」の取り扱いポイントとは．(オンライン) ドクターラスト，2017年6月14日．
<https://aileplus.com/news/?p=28915>．
9. **吉田印刷所**．紙への道．紙の基礎講座(8-3) 知っておきたい紙の基本品質Ⅲ 酸性紙か中性紙かの見分け方．(オンライン) 2006年．
<https://dtp-bbs.com/road-to-the-paper/basic-lecture-of-the-paper/basic-lecture-of-the-paper-008-3.html>．
10. **パナソニック**．磁気テープとは? 仕組みやメリットを分かりやすく開設．(オンライン) 2022年2月21日．
<https://panasonic.co.jp/ew/pewnw/solution/column/camera/012.html>．
11. **厚生労働省長崎労働局**．健康診断個人票．(オンライン) https://jsite.mhlw.go.jp/nagasaki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/yoshiki/anei/kojin-hyo.html．
12. **厚生労働省 静岡労働局**．特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表．(オンライン)
<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/content/contents/001641261.pdf>．
13. **厚生労働省 岡山労働局**．作業環境測定について．(オンライン) https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/sagyou01.html．
14. **厚生労働省**．変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針．(オンライン) 平成5年5月17日．
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen_eisei06/pdf/shishin.pdf．
15. 一．即場のあんぜんサイト．強い変異原性が認められた化学物質．(オンライン)
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc04.htm>．
16. **労働基準局安全衛生部化学物質対策課**．労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示を行いました．別添3 対象物質の一覧．(オンライン) 2022年12月26日．
<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001033355.pdf>．

特定化学物質

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表(その1)

区分 第1類物質:がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高いもの。
 第2類物質:がん等の慢性・遅発性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの。(オージン等:尿路系器官にがん等の腫瘍を発生させるおそれのある物質。特定第2類物質:特に漏洩に留意すべき物質。特別有機溶剤等:有機則との関連があるもの。管理第2類物質:それ以外の物質。)
 第3類物質:大量漏洩により急性中毒を引き起こす物質。第3類物質等:特定化学設備に該当する物質。
 特別管理物質:がん原性物質又はその疑いのある物質

法令		労働安全衛生法														特定化学物質		特定化学物質障害予防規則																				
規制内容		特定化学物質						3	4			5	7	9~12			12の2	24	27	36	36の2			37	38	38の2	38の3	38の4	39	40	42	53						
令区分	物質名	特定化学物質				製造等の禁止	製造の許可	表入れ時の教育	健康管 理手帳	第1類物質の取扱い設備		第2類物質等の製造等に 係る設備	第2類物質又は管理第2類物質に係る設備		局 排 の 性 能	用後処理装置 の設備			ば ろ 等 の 処 理	漏 え い の 防 止	立 入 り 禁 止 の 措 置	作 業 主 任 者 の 選 任	作業環境測定		作業環境測定の実績の 評価	管 理 濃 度	休 憩 室	洗 浄 設 備	喫 煙 等 の 禁 止	掲 示	作 業 記 録	特 別 規 定	健康診断		緊 急 診 断 の 報 告			
		第1類物質	第2類物質 オージン等	管理第2類物質	特別有機溶剤等					第3類物質等	密閉式		局排	密閉式		局排	除じん	排ガス					排液	残さい物処理									実 施	記録の 保存		実 施	記録の 保存	実 施
1	黄りんマッチ	○																																				
2	ベンジジン及びその塩	○																																				
3	四-アミノジフェニル及びその塩	○																																				
4	石綿	○																																				
5	四-ニトロジフェニル及びその塩	○																																				
6	ビス(クロロメチル)エーテル	○																																				
7	ペーテナフチルアミン及びその塩	○																																				
8	ベンゼンゴムのり	○																																				
1	ジクロルベンジジン及びその塩		○																																			
2	アルファ・ナフチルアミン及びその塩		○																																			
3	塩素化ジフェニル(PCB)		○																																			
4	オルトトリジン及びその塩		○																																			
5	ジアニシジン及びその塩		○																																			
6	ベリリウム及びその化合物		○																																			
7	ペントリクロリド		○																																			
1	アクリルアミド		○																																			
2	アクリロニトリル		○																																			
3	アルキル水銀化合物			○																																		
3の2	インジウム化合物			○																																		
3の3	エチルベンゼン				○																																	
4	エチレンイミン		○																																			
5	エチレンオキシド		○																																			
6	塩化ビニル		○																																			
7	塩素		○																																			
8	オージン		○																																			
8の2	オルトトルイジン		○																																			
9	オルトフタロジニトリル		○																																			
10	カドミウム及びその化合物		○																																			
11	クロム酸及びその塩		○																																			
11の2	クロホルム			○																																		
12	クロロメチルメチルエーテル		○																																			
13	五酸化バナジウム		○																																			
13の2	コバルト及びその無機化合物		○																																			
14	コールタール		○																																			
15	酸化プロピレン		○																																			
15の2	三酸化ニアンチモン		○																																			
16	シアン化カリウム		○																																			
17	シアン化水素		○																																			
18	シアン化ナトリウム		○																																			

特定化学物質

特定化学物質障害予防規則の物質ごとの規制早見表(その3)

法令	区分	規制内容	労働安全衛生法																															
			特定化学物質										特定化学物質障害予防規則																					
			55	56	57	59	67	3	4	5	7	9~12	12の2	第4章	24	27	36	36の2			37	38	38の2	38の3	38の4	第3章	39・40	42	53					
物質名	禁止物質	第1類物質	第2類物質 オーストラミン等	第3類物質 特別有機溶剤等	第3類物質等	特別管理物質	製造等の禁止	製造の許可	表示	雇入れ時の教育	健康管理手帳 要件	第1類物質の取扱い設備	特定第2類物質等の製造等に係る設備	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	局排の性能	用後処理装置の設備	ばら等の処理	漏えいの防止	立ち入り禁止の措置	作業主任者の選任	作業環境測定	作業環境測定の結果の評価	管理濃度	休憩室	洗浄設備	喫煙等の禁止	掲	作	特	健康診断	緊急診断	記録の報告		
その他																																		

本表及び下記注では特定化学物質予防規則一特化則、有機溶剤中毒予防規則一有機則と略記しています。

- 注 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数値は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。19の2「1,2-ジクロロプロパン」は屋内作業場等における印刷機他設備の清掃業務に2年以上従事。
- 2 「局排の性能」の欄中、数値は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m³当たり占める重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/sec、粒子状の物質は1.0m/secである。(リフラクトリーセラミックファイバーは除く)
- 3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。
- 4 両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
- 5 定期健康診断の○印は6月以内ごとに1回行う。ただし※印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。
- 6 ①製造許可、表示について、(1)石綿分析用試料の石綿、(2)石綿の調査・分析を行う者の教育の用に供される石綿、(3)これらの原材料として使用される石綿であって一定の要件に該当するもの及びこれらの石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿分析用試料等」という。)を、製造、輸入、譲渡、提供及び使用が禁止されている物質から除外し、製造時の厚生労働大臣の許可の対象とする。製造等が可能となることに伴い、法第14条の作業主任者の選任、第65条第1項の作業環境測定の実施及び第66条第2項前段の有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施が必要となる作業等について、石綿分析用試料等を製造する作業等を加える。石綿分析用試料等の譲渡及び提供が可能となることに伴い、法第57条第1項の化学物質等の名称等の表示、第57条の2第1項の化学物質等の名称等の通知及び第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査を行わなければならない化学物質等として、石綿分析用試料等を追加する(裾切値は0.1%)。②健康管理について、(1)両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること(これについては、石綿を製造し、又は取り扱う業務以外のの周辺業務の場合も含む。)(2)石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の貼り付け、補修、除去の作業、石綿等の吹き付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物の解体、破碎等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにはく露した日から10年以上経験していること。(3)石綿等を取り扱う作業(2)の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。
23ページ参照
- 7 のエチレンオキシド、ホルムアルデヒドについては、特化則健康診断はないが、安衛則第45条に基づき一般定期健康診断を6月以内ごとに1回行う必要がある。
- 8 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条17～第38条の19)で定めていることを示す。
- 9 △: 特定化学物質障害予防規則第4条では、該当物質を製造する設備は密閉式の構造とし、労働者に取り扱わせる場合は遠隔室での遠隔操作としなければならないとなっているが、製造する該当物質を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業において前述の措置が困難で、該当物質が労働者の身体に直接接しない方法により行う場合に限っての措置。
- 10 作業主任者の選任にある「○有」は有機溶剤作業主任者技能講習修了者から選任する必要があることの意味です。
- 11 作業環境測定、作業環境測定の結果の評価、健康診断の欄にある「有○」は有機則の準用規定によることを示している。
- 12 特別有機溶剤等又は有機溶剤の含有量が5%を超えるものは、特別有機溶剤を含む混合有機溶剤としての測定評価(管理区分決定)を行います。
- 13 ジクロロメタンの配転後の健康診断(○△)は有機溶剤業務のうち洗浄・拭拭業務に限る。
- 14 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、ステレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン、コバルト及びその無機化合物、酸化プロピレン、1,2-ジクロロプロパン、ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバー、三酸化二アンチモンは、作業の種類によって適用除外の規定がある。

がん原性物質

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和5年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の裾切値以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載しています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

令和5年1月5日更新

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-29-3	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	区分1B	
50-32-8	ベンゾ[a]ピレン	ベンゾ[a]ピレン	区分1A	
51-79-6	ウレタン	ウレタン	区分1B	
58-89-9	1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサタン (リンデン)	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロロシクロヘキサタン (別名リンデン)	区分1A	
60-57-1	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名:ディルドリン)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4 a, 5, 6, 7, 8, 8 a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名ディルドリン)	区分1B	
62-75-9	N,N-ジメチルニトロソアミン	N, N-ジメチルニトロソアミン	区分1B	
63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフテル【カルバリル】	1-ナフチル-N-メチルカルバメート (別名カルバリル)	区分1B	
64-67-5	硫酸ジエチル	硫酸ジエチル	区分1B	
66-27-3	メタンスルホン酸メチル	メタンスルホン酸メチル	区分1B	
68-12-2	N,N-ジメチルホルムアミド	N, N-ジメチルホルムアミド	区分1B	
71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1, 1, 1-トリクロロエタン	区分1B	
75-02-5	弗化ビニル	弗化ビニル	区分1B	
75-07-0	アセトアルデヒド	アセトアルデヒド	区分1B	
77-78-1	硫酸ジメチル	硫酸ジメチル	区分1B	
79-06-1	アクリルアミド	アクリルアミド	区分1B	
79-44-7	ジメチルカルバモイル=クロリド	ジメチルカルバモイル=クロリド	区分1B	
79-46-9	2-ニトロプロパン	2-ニトロプロパン	区分1B	
87-86-5	ペンタクロロフェノール	ペンタクロロフェノール (別名PCP) 及びそのナトリウム塩	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
88-72-2	2-ニトロトルエン	ニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
92-52-4	ビフェニル	ビフェニル	区分1B	
95-69-2	4-クロロ-オルト-トルイジン	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 3165-93-3参照
95-80-7	2,4-トルエンジアミン (別名:2,4-ジアミノトルエン)	2, 4-ジアミノトルエン	区分1B	
96-09-3	フェニルオキシラン (別名:スチレンオキシド)	フェニルオキシラン	区分1B	
96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	1, 2, 3-トリクロロプロパン	区分1B	

がん原性物質

付表-2

96-33-3	アクリル酸メチル	アクリル酸メチル	区分1B	
97-56-3	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン (別名:2-アミノアソトルエン)	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	区分1B	
98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド	ベンゾトリクロリド	区分1B	
98-87-3	ベンジリデン=ジクロリド	アルファ, アルファ-ジクロロトルエン	区分1B	
100-44-7	塩化ベンジル	塩化ベンジル	区分1B	
100-63-0	フェニルヒドラジン	フェニルヒドラジン	区分1B	
101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	4, 4' -メチレンジアニリン	区分1B	
101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	4, 4' -ジアミノジフェニルエーテル	区分1B	
106-89-8	2-(クロロメチル)オキシラン (別名:エピクロロヒドリン)	エピクロロヒドリン	区分1B	
106-93-4	1,2-ジプロモエタン【EDB】	1, 2-ジプロモエタン (別名EDB)	区分1B	
106-99-0	1,3-ブタジエン	1, 3-ブタジエン	区分1A	
107-13-1	アクリロニトリル	アクリロニトリル	区分1B	
108-05-4	酢酸ビニル	酢酸ビニル	区分1B	
116-14-3	テトラフルオロエチレン	テトラフルオロエチレン	区分1B	
118-96-7	2, 4, 6-トリニトロトルエン	トリニトロトルエン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
121-14-2	2, 4-ジニトロトルエン	2, 4-ジニトロトルエン	区分1B	
121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名:マラチオン)	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル (別名マラチオン)	区分1B	
126-72-7	りん酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)	りん酸トリス(2, 3-ジプロモプロピル)	区分1B	
127-19-5	N,N-ジメチルアセトアミド	N, N-ジメチルアセトアミド	区分1B	
205-99-2	ベンゾ[e]フルオラセン	ベンゾ[e]フルオラセン	区分1B	
302-01-2	ヒドラジン	ヒドラジン	区分1B	
309-00-2	1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン (別名:アルドリル)	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 4, 4 a, 5, 8, 8 a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン (別名アルドリル)	区分1B	
334-88-3	ジアゾメタン	ジアゾメタン	区分1B	
409-21-2	炭化けい素ウィスカー	炭化けい素	区分1B	
409-21-2	炭化けい素	炭化けい素	区分1B	
505-60-2	ビス(2-クロロエチル)スルフィド (別名:マスタードガス)	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	区分1A	
513-78-0	炭酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
540-73-8	1,2-ジメチルヒドラジン	ジメチルヒドラジン	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
542-83-6	シアン化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
543-90-8	酢酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
556-52-5	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	
592-05-2	シアン化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
593-60-2	プロモエチレン	プロモエチレン	区分1B	

がん原性物質

付表-2

598-63-0	炭酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール	2, 4-ジアミノアニソール	区分1B	
764-41-0	1,4-ジクロロ-2-ブテン	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	区分1B	
838-88-0	4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン (別名: 4,4'-メチレンジ- <i>o</i> -トルイジン、4,4'-メチレンビス (2-メチルアニリン))	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	区分1B	
1072-35-1	ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
1120-71-4	1, 2-オキサチオラン= 2, 2-ジオキソド (別名: 1,3-プロパンスルトン)	1, 3-プロパンスルトン	区分1B	
1303-00-0	ヒ化ガリウム (別名: ガリウムヒ素)	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
1306-19-0	酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1306-23-6	硫化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1317-95-9	結晶質シリカ (トリポリ)	結晶質シリカ	区分1A	
1335-32-6	塩基性酢酸鉛	酢酸鉛、鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※塩基性酢酸鉛は、酢酸鉛と水酸化鉛の複合化合物
1336-36-3,53469-21-9,11097-69-1	ポリ塩化ビフェニル	塩素化ビフェニル (別名 PCB)	区分1B	
1344-40-7	二塩基性亜リン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
1746-01-6	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-1,4-ジオキシン	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	区分1A	
2223-93-0	ステアリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
2425-06-1	N-(1,1,2,2-テトラクロロエチルチオ)-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド【キャプタフォル】	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)	区分1B	
2426-08-6	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	区分1B	
2605-44-9	ラウリン酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
3165-93-3	4-クロロ-2-メチルアニリン塩酸塩	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 95-69-2参照
7440-43-9	カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7446-14-2	硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7631-86-9	シリカ (結晶質、非晶質を包含した二酸化ケイ素)	結晶質シリカ	区分1A	結晶質シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。 非晶質シリカは対象外。
7783-46-2	フッ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

がん原性物質

付表-2

7784-42-1	アルシン（ヒ化水素）	砒素及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象 ※「砒素及びその化合物」のうち、アルシン及び砒化ガリウム以外の物質は特別管理物質に該当
7789-42-6	臭化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-78-5	塩化カドミウム（5/2水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-80-9	ヨウ化カドミウム（1/1）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7790-84-3	硫酸カドミウム（8水塩）	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
7803-57-8	ヒドラジン-水和水物	ヒドラジン-水和水物	区分1B	
8001-58-9	クレオソート油	クレオソート油	区分1B	
8002-05-9,8012-95-1,64741-88-4,64741-97-5,72623-86-0,72623-87-1	ニュートラル潤滑油用基油	鉱油	区分1A	未精製油又は軽度処理油が対象。 高度精製油は対象外。
10022-68-1	硝酸カドミウム・四水和水物	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10099-76-0	ケイ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10108-64-2	塩化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10124-36-4	硫酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
10325-94-7	硝酸カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12013-69-3	鉛酸カルシウム	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12060-00-3	チタン酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12202-17-4	三塩基性硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12214-12-9	硫セレン化カドミウム	カドミウム及びその化合物、セレン及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
12510-42-8	エリオナイト	エリオナイト	区分1A	
13424-46-9	アジ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
13510-89-9	アンチモン酸鉛	アンチモン及びその化合物、鉛及びその無機化合物	区分1B	
13654-09-6	十臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

がん原性物質

付表-2

13814-96-5	ビス(テトラフルオロホウ酸)鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14464-46-1	結晶質シリカ(クリストバライト)	結晶質シリカ	区分1A	
14720-53-7	ホウ酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
14808-60-7	結晶質シリカ(石英)	結晶質シリカ	区分1A	
15468-32-3	結晶質シリカ(トリジマイト)	結晶質シリカ	区分1A	
16071-86-6	{5-[4'-(2,6-ヒドロキシ-3-(2-ヒドロキシ-5-スルホフェニル)アゾ)フェニル]アゾ(1,1'-ビフェニル)-4-イル]アゾ}サリシラト(4-)}銅(2-)ニナトリウム塩(別名C1ダイレクトブラウン95)	銅及びその化合物	区分1B	
19783-14-3	水酸化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
21041-95-2	水酸化カドミウム	カドミウム及びその化合物	区分1A	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
25321-14-6	ジニトロトルエン(異性体混合物)	2,4-ジニトロトルエン	区分1B	2,4-体を0.1%以上含有する物のみが対象
25808-74-6	ケイフ化鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	
27858-07-7	八臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
28407-37-6	3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-1,1'-ビフェニル-4,4'-ジイル)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2,7-ナフタレンジルスルホン酸)二銅(II)四ナトリウム(別名C1ダイレクトブルー218)	銅及びその化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
36355-01-8	六臭化ビフェニル【ポリ臭化ビフェニル】	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
56189-09-4	二塩基性ステアリン酸鉛	ステアリン酸鉛	区分1B	
57044-25-4	R-2,3-エポキシ-1-プロパノール	2,3-エポキシ-1-プロパノール	区分1B	光学異性体を限定しないものはCAS RN 556-52-5参照
59536-65-1,67774-32-7	ポリ臭化ビフェニル(FireMaster BP-6(臭素数5-7のポリ臭化ビフェニルの混合物)及びFireMaster FF-1(FireMaster BP-6に2%のCalcium polysilicateを添加(anti-caking))	臭素化ビフェニル	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象
61789-28-4	クレオソートオイル	クレオソート油	区分1B	
61790-53-2	珪藻土(結晶質シリカ含有率0.1%以上のもの)	結晶質シリカ	区分1A	珪藻土そのものは対象ではなく、結晶質シリカを0.1%以上含有する物のみが対象。非晶質シリカは対象外。
64742-52-5	石油留分	※	区分1A	成分として他のがん原性物質を0.1%以上含有する物のみが対象
68308-34-9	けつ岩油	けつ岩油	区分1A	
90583-37-2	二塩基性亜硫酸鉛	鉛及びその無機化合物	区分1B	法令名称に該当する物質のうち、「GHS分類名称」欄に掲げる物質のみが対象

がん原性物質

労働安全衛生規則第577条の2の規定に基づき作業記録等の30年間保存の対象となる化学物質の一覧（令和6年4月1日適用分）

・労働安全衛生法第57条第1項の規定に基づくラベル表示、第57条の2第1項の規定に基づくSDS交付及び第57条の3第1項の規定に基づくリスクアセスメントの義務対象物質（リスクアセスメント対象物）のうち、作業記録等の30年間保存の対象となるがん原性物質の一覧は以下のとおりです。

・対象物質は、リスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質のGHS分類の結果、発がん性の区分が区分1（細区分の区分1A及び区分1Bを含む。）に該当する物であって、令和3年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたものです（エタノール、特定化学物質障害予防規則（特化則）第38条の3に規定する特別管理物質は除く。）。ただし、事業者が、当該物質を臨時に取り扱う場合は、30年間保存の対象から除外されます。

※1 対象物質を労働安全衛生規則別表第2に規定する通知の裾切値以上含むものが対象となります。ただし、対象物質の範囲に限定があるものについては、備考欄に記載しています。

※2 CAS登録番号（CAS RN）は参考として示したものです。対象物質の当否の判断は、CAS登録番号ではなく、法令名称の物質名に該当するか否かで行います。

※3 特別管理物質については、特化則において作業記録等の30年間保存が既に義務付けられているため対象から除外したものです。特別管理物質は、引き続き特化則の規定に基づき適切に管理してください。

令和4年12月26日現在

CAS RN	国によるGHS分類における化学物質の名称（GHS分類名称）	労働安全衛生法に基づく表示・通知及びリスクアセスメント対象物としての法令上の名称（法令名称）	発がん性区分	備考
50-18-0	シクロホスファミド無水物	シクロホスファミド及びその一水和物	区分1A	一水和物はCAS RN 6055-19-2参照
51-75-2	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(ナイトロジェンマスタード)	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名HN2)	区分1B	
52-24-4	チオテパ	トリエチレンチオホスホルアミド(別名チオテパ)	区分1A	
53-16-7	1,3,5(10)エストラトリエン-3-オール-17-オン(別名:エストロン)	3-ヒドロキシ-1, 3, 5(10)-エストラトリエン-17-オン(別名エストロン)	区分1A	
53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	ジベンゾ[a, h]アントラセン(別名1, 2:5, 6-ジベンゾアントラセン)	区分1B	
55-18-5	N-ニトロソジエチルアミン	N, N-ジエチル亜硝酸アミド	区分1B	
55-98-1	ブスルファン	ブタン-1, 4-ジイル=ジメタンスルホナート	区分1A	
56-53-1	ジエチルスチルベストロール	ジエチルスチルベストロール(別名スチルベストロール)	区分1A	
56-75-7	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名:クロラムフェニコール)	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド(別名クロラムフェニコール)	区分1B	
62-44-2	4'-エトキシアセトアニリド	パラ-エトキシアセトアニリド(別名フェナセチン)	区分1A	
70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン	区分1B	
72-54-8	1,1-ジクロロ-2,2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(別名:p,p'-DDD)	4, 4'- (2, 2-ジクロロエタン-1, 1-ジイル)ジ(クロロベンゼン)	区分1B	
72-55-9	1,1-ビス(4-クロロフェニル)-2,2-ジクロロエテン(別名:p,p'-DDE)	4, 4'- (2, 2-ジクロロエテン-1, 1-ジイル)ジ(クロロベンゼン)	区分1B	
75-87-6	トリクロロアセトアルデヒド【クロラール】	トリクロロアセトアルデヒド(別名クロラール)	区分1B	
79-94-7	テトラプロモビスフェノールA	2, 2-ビス(4'-ハイドロキシ-3', 5'-ジプロモフェニル)プロパン	区分1B	
88-73-3	オルト-ニトロクロロベンゼン	2-クロロニトロベンゼン	区分1B	
89-61-2	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	区分1B	
91-22-5	キノリン	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	塩酸塩はCAS RN 530-64-3参照
93-15-2	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン	区分1B	
98-56-6	p-クロロ-α, α, α-トリフルオロトルエン	パラ-クロロ-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロトルエン	区分1B	
100-17-4	パラ-メトキシニトロベンゼン(別名:パラ-ニトロアニソール)	パラ-メトキシニトロベンゼン	区分1B	
101-61-1	4,4'-メチレンビス(N,N-ジメチルアニリン)	4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	区分1B	
106-91-2	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル	区分1B	
120-12-7	アントラセン	アントラセン	区分1B	
132-32-1	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	3-アミノ-N-エチルカルバゾール	区分1B	

がん原性物質

付表-2

135-20-6	アンモニウムN-ニトロソフェニルヒドロキシルアミン (別名: カプフェロン)	N-ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアンモニウム塩	区分1B	
148-82-3	メルファラン	(S)-2-アミノ-3-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]プロパン酸 (別名メルファラン)	区分1A	
149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール	2-メルカプトベンゾチアゾール	区分1B	
154-93-8	1,3-ビス(2-クロロエチル)-1-ニトロソ尿素 (別名カルムステン)	N, N'-ビス(2-クロロエチル)-N-ニトロソ尿素	区分1B	
224-42-0	ジベンゾ [a,j] アクリジン	ジベンゾ [a, j] アクリジン	区分1B	
298-81-7	9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン (別名: 8-メトキシプソレン)	9-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン	区分1A	
302-17-0	抱水クロラル	2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-エタンジオール (別名抱水クロラル)	区分1B	
305-03-3	クロラムブシル	4-[4-[ビス(2-クロロエチル)アミノ]フェニル]ブタン酸	区分1A	
320-67-2	5-アザチジン	4-アミノ-1-ベータ-D-リボフラノシル-1, 3, 5-トリアジン-2(1H)-オン	区分1B	
446-86-6	アザチオプリン	アザチオプリン	区分1A	
484-20-8	4-メトキシフロ [3, 2-g] クロメン-7-オン (別名ベルガブテン)	4-メトキシ-7H-フロ [3, 2-g] [1] ベンゾピラン-7-オン	区分1B	
494-03-1	N,N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	N, N'-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン	区分1A	
530-64-3	キノリン塩酸塩	キノリン及びその塩酸塩	区分1B	フリー体はCAS RN 91-22-5参照
541-09-3	酢酸ウラニル	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	区分1A	二水和物はCAS RN 6159-44-0参照
548-62-9	[4-{ビス(4-ジメチルアミノフェニル)メチレン}-2,5-シクロヘキサジェン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド (別名: Clベシックバイオレット3, クリスタルバイオレット)	ヘキサメチルバラローズアニリンクロリド (別名クリスタルバイオレット)	区分1B	
606-20-2	2, 6-ジニトロトルエン	2, 6-ジニトロトルエン	区分1B	
611-06-3	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン (別名: 1-クロロ-2-ニトロベンゼン)	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	区分1B	
684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素	N-メチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素	N-エチル-N-ニトロソ尿素	区分1B	
1402-68-2	アフラトキシン	アフラトキシン	区分1A	
1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフトレンジスルホナート【C, I, ダイレクトブラック38】	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフトレンジスルホナート (別名C I ダイレクトブラック38)	区分1A	
2040-52-0	シュウ酸トリウム	トリウム=ビス(エタンジオアート)	区分1B	
2602-46-2	6,6'-(ビフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-2,7-ナフトレンジスルホン酸二ナトリウム) (別名ダイレクトブルー6)	四ナトリウム=6, 6'-[[([1, 1'-ビフェニル]-4, 4'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフトレン-2, 7-ジスルホナート)	区分1B	
2610-05-1	6,6'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビフェニレン)ビスアゾ]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシ-1,3-ナフトレンジスルホン酸二ナトリウム) (別名Clダイレクトブルー1)	四ナトリウム=6, 6'-[(3, 3'-ジメトキシ[1, 1'-ビフェニル]-4, 4'-ジイル)ビス(ジアゼニル)]ビス(4-アミノ-5-ヒドロキシナフトレン-1, 3-ジスルホナート)	区分1B	
5216-25-1	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン (別名p-クロロベンゾトリクロリド)	1-クロロ-4-(トリクロロメチル)ベンゼン	区分1B	
5522-43-0	1-ニトロピレン	1-ニトロピレン	区分1B	
5694-00-8	グリシドアミド	オキシラン-2-カルボキサミド	区分1B	
6055-19-2	シクロホスファミド-水合物	シクロホスファミド及びその水合物	区分1A	無水物はCAS RN 50-18-0参照
6159-44-0	酢酸ウラニル (2水塩)	二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物	区分1A	フリー体はCAS RN 541-09-3参照
7440-61-1	ウラン	ウラン	区分1A	
7496-02-8	6-ニトロクリセン	6-ニトロクリセン	区分1B	
8014-95-7	発煙硫酸	発煙硫酸	区分1A	

がん原性物質

12071-83-9	N,N'-プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名: プロピネブ)	N, N' -プロピレンビス (ジチオカルバミン酸) と亜鉛の重合体 (別名プロピネブ)	区分1B
13010-47-4	1-(2-クロロエチル)-3-シクロヘキシル-1-ニトロソ尿素 (CCNU)	N-(2-クロロエチル)-N'-シクロヘキシル-N-ニトロソ尿素	区分1B
13194-48-4	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名: エトプロボス)	O-エチル=S, S-ジプロピル=ホスホロジチオアート (別名エトプロボス)	区分1B
13520-83-7	硝酸ウラニル (6水塩)	二硝酸ジオキシドウラン (VI) 六水和物	区分1A
13909-09-6	1-(2-クロロエチル)-3-(4-メチルシクロヘキシル)-1-ニトロソ尿素 (メチルCCNU)	N-(2-クロロエチル)-N'-(4-メチルシクロヘキシル)-N-ニトロソ尿素	区分1A
14047-09-7	ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	ビス (3, 4-ジクロロフェニル) ジアゼン	区分1B
15245-44-0	スチフニン酸鉛	トリニトロレゾルシン鉛	区分1B
15663-27-1	(SP-4-2) -ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン)	(SP-4-2) -ジアンミンジクロロ白金 (別名シスプラチン)	区分1B
25214-70-4	アニリン・ホルムアルデヒド重合体	アニリンとホルムアルデヒドの重合体	区分1B
29767-20-2	テニボシド	(5S, 5aR, 8aR, 9R) -9-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) -8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ [3', 4' : 6, 7] ナフト [2, 3-d] [1, 3] ジオキソール-5-イル=4, 6-O-[(R) -2-チエニルメチリデン] -ベータ-D-グルコピラノシド (別名テニボシド)	区分1B
33419-42-0	エトボシド	(5S, 5aR, 8aR, 9R) -9-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジメトキシフェニル) -8-オキソ-5, 5a, 6, 8, 8a, 9-ヘキサヒドロフロ [3', 4' : 6, 7] ナフト [2, 3-d] [1, 3] ジオキソール-5-イル=4, 6-O-[(R) -エチリデン] -ベータ-D-グルコピラノシド (別名エトボシド)	区分1A
34256-82-1	2-クロロ-N-(エトキシメチル)-2'-エチル-6'-メチルアセトアニリド	2-クロロ-N-(エトキシメチル)-N-(2-エチル-6-メチルフェニル) アセトアミド	区分1B
39156-41-7	硫酸2,4-ジアミノアニソール	4-メトキシベンゼン-1, 3-ジアミン硫酸塩	区分1B
52232-67-4	テリバラチド	L-セリル-L-バリル-L-セリル-L-グルタミル-L-イソロイシル-L-グルタミル-L-ロイシル-L-メチオニル-L-ヒスチジル-L-アスパラギン-L-ロイシルグリシル-L-リシル-L-ヒスチジル-L-ロイシル-L-アスパラギン-L-セリル-L-メチオニル-L-グルタミル-L-アルギン-L-バリル-L-グルタミル-L-トリプトフィル-L-ロイシル-L-アルギン-L-リシル-L-リシル-L-ロイシル-L-グルタミル-L-アスパルチル-L-バリル-L-ヒスチジル-L-アスパラギン-L-フェニルアラニン (別名テリバラチド)	区分1A
54749-90-5	1-(2-クロロエチル)-1-ニトロソ-3-[(2R, 3R, 4S, 5)-3,4,5,6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサ-2-イル] 尿素 (別名クロゾトシン)	N-(2-クロロエチル)-N-ニトロソ-N'-[(2R, 3R, 4S, 5R)-3, 4, 5, 6-テトラヒドロキシ-1-オキソヘキサ-2-イル] 尿素	区分1B
57142-78-6	二塩基性フタル酸鉛	塩基性フタル酸鉛	区分1B
71133-14-7	プロモジクロロ酢酸	プロモジクロロ酢酸	区分1B
79217-60-0	シクロスポリン	シクロスポリン	区分1A
	ダイオキシン類	ダイオキシン類 (塩素化ビフェニル (別名PCB) に該当するものを除く。)	区分1A
	フッ素エテン閃石	フッ素エテン閃石	区分1A